

* 公益財団法人 松藤奨学育成基金・2026年度奨学生募集要項

I 対象となる者の資格

- 長崎県内に住所を有する者の子弟で高等学校、工業高等専門学校、短期大学または大学に在学している者、あるいは、それらの学校、大学に進学を希望する者で次に該当する者。
 - 交通事故によって家計の支持者または保護者が死亡するか、または当該事故に起因する重度の後遺障害のため、就業不能となった結果、経済的に支障を生じ、修学の継続もしくは上級学校への進学が困難となった者。
 - (1)以外で、向学心に富み、有能な素質を持ちながら、家庭の経済的理由によって、進学あるいは修学の継続が著しく困難である者。
 - (1)、(2)いずれの場合も、修学意欲が高く、品行方正で身体強健である者。

II 奨学金

1. 奨学金の貸与額 (月額)

		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
高 等 学 校 生	公 立	22,000円	24,000円
	私 立	31,000円	36,000円
工 業 高 等 専 門 学 校 生	公 立	25,000円	27,000円
	私 立	32,000円	37,000円
短 期 大 学 生	公 立	40,000円	41,000円
	私 立	40,000円	41,000円
大 学 生	公 立	42,000円	42,000円
	私 立	48,000円	48,000円

2. 奨学金の貸与期間

高等学校、工業高等専門学校、短期大学または大学の所定修学期間とするが、既に在学中の者については、その残存修学期間とする。なお、本年度の採用決定者に対しては2026年4月分から貸与する。

3. 奨学金の利息

貸与奨学金には利息をつけない。

4. 奨学金の返還

貸与を受けた奨学金は、貸与の終了した月の翌月から6カ月を経過した後、最長10年以内の期間に、月賦、3カ月賦、半年賦または年賦のいずれかの方法により分割して返還するものとする。ただし、いつでも繰り上げ返還することができる。

5. 交通遺児に対する特例

交通遺児（上記Iの1-(1)に該当する者）については、貸与した奨学金の半額について返還を免除する。

Ⅲ 出願に際して提出する書類

1. 奨学生願書

- (1) 「他の育英機関よりの奨学金の有無」に関しては、当該欄の「有・申請中・無」の別のいずれかを○で囲み、「有」もしくは「申請中」の場合には、「長崎県育英会」あるいは「〇〇奨学金」など、必ずその機関の名称を明記すること。
- (2) 出身学校欄には、学校名とともに卒業年月日を付記すること。
- (3) 本籍欄は、都道府県のみ記入すること。
- (4) 現住所欄には、郵便番号、電話番号を付記すること。
- (5) 家族欄には、家族全員について同居、別居の別を記入し、収入のある家族については、それぞれ、収入の種類、所得額を明記すること。
 - * 父母以外に主たる家計の支持者がある場合は、その旨を明示すること。
 - * 農業、漁業その他自営業の場合は、耕作面積、漁業の種類、自営業の内容などを付記すること。
- (6) 父母の死亡または生別について該当する場合は、必ず記入すること。
- (7) 家計の支出状況及び資産に関しては、できるだけ詳細に記入すること。
- (8) 「奨学金の貸与を希望する理由」ならびに「家庭の特記事項」に関しては、要点を的確に記述すること。
- (9) 連帯保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還に責任を負うことができる者でなければならない。原則、本人の親とすること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、親に代わる者とする。(連帯保証人は1名)

2. 添付書類

願書には写真を貼付するほか、必ず次の書類を添付すること。

- (1) 所帯全員の住民票の写
- (2) 学業成績証明書 ※①
- (3) 在学証明書
- (4) 最近の健康診断書
- (5) 生計を共にする父母兄弟等の所得証明又はこれに代わるもの ※②
- (6) 連帯保証人の所得証明又はこれに代わるもの ※②
- (7) 交通遺児の場合は、交通事故証明書

※① 学業成績証明書：在學生は直前の学年の、また、新たに入学した者については、直前出身校における最終学年の成績証明書とする。

※② 所得証明：勤労者にあつては勤務先で発行される源泉徴収票(2025年分)を、その他の場合は、市町村長の発行する2025年分の所得を証明する書類、または所得税の確定申告の写等(税務署の受付印があるもの)を添付すること。

3. 学校長、学長又は学部長の推薦調書

Ⅳ 願書の提出方法及び期限 **学内ㄨ切 4月8日**

V 決定通知

採否の決定結果については、7月中旬までに学校を経由して本人に通知する。

Ⅵ 補足

他の奨学金との併願、併給可